

令和6年度（2024年度） 八王子市社会福祉審議会	
日時・会場	令和6年（2024年）4月26日（金）13：30～14：30 全員協議会室
出席者	<p>室田 信一（東京都立大学） 黒岩 亮子（日本女子大学）  豊田 聡（八王子市社会福祉協議会） 石井 修一（八王子市町会自治会連合会）  島崎 誠（八王子市民生委員児童委員協議会） 齋藤 健（八王子市民活動協議会）  山下 晋矢（八王子市医師会） 上村 晃一（市民委員）  下島 宏文（市民委員） 丸山 颯姫（市民委員）  赤澤 将（八王子市社会福祉協議会） 山本 英雄（八王子市民生委員児童委員協議会）  鈴木 玲央（八王子市議会） 望月 翔平（八王子市議会）  杉原 陽子（東京都立大学） 井出 勲（八王子市社会福祉協議会）  澤井 菊男（八王子市民生委員児童委員協議会） 尾嵯 敏夫（八王子市町会自治会連合会）  田中 裕之（八王子市医師会） 大川 富美（八王子施設長会）  荒井 雄司（八王子介護支援専門員連絡協議会） 鈴木 長一（八王子市シニアクラブ連合会）  下田 直啓（八王子商工会議所） 塚本 恵里香（八王子介護保険サービス事業者連絡協議会）  五藤 篤（東京都八南歯科医師会） 磯部 剛久（市民委員）  川津 明弘（市民委員） 塚田 芳昭（障害者地域自立支援協議会）  師岡 章（白梅学園大学） 内藤 トシ枝（八王子市民生委員児童委員協議会）  前原 教久（八王子市町会自治会連合会） 町田 利恵（八王子商工会議所）  和田 直也（八王子市立小学校PTA連合会） 櫻井 励造（八王子市立中学校PTA連合会）  森田 亮（連合南多摩地区協議会） 石井 淳（八王子市私立保育協会）  串田 和士（八王子市私立幼稚園協会） 荒井 雄一（八王子市立清水小学校）  井上 竜太（八王子市立館小中学校） 小楠 安輝子（市民委員）  千葉 唯慧（市民委員） 川越 優紀（市民委員）</p>
	市職員
欠席委員	<p>前田 善一郎（八王子地区保護司会） 安間 英潮（八王子市教育員会）  千種 康民（八王子市民活動協議会） 添石 遼平（八王子薬剤師会）  木下 雅道（八王子市医師会） 引馬 知子（田園調布学園大学）  藤枝 充子（明星大学） 早乙女 進一（東京都立八王子拓真高等学校）  高倉 裕香（八王子市民活動協議会）</p>
次第	<p>1. 開 会  2. 発 令  3. 市長挨拶  4. 議 題  (1)会長・副会長の選任  (2)諮 問  (3)本会議の運営について  (4)専門分科会への指名  5. 閉 会</p>
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	なし

資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 第4期 八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿 (R6.4.1時点)</li> <li>・ 八王子市社会福祉審議会条例</li> <li>・ 八王子市社会福祉審議会条例施行規則</li> <li>・ 八王子市社会福祉審議会 組織図</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ 第4期八王子市地域福祉計画【概要版】</li> <li>・ 八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画【概要版】</li> <li>・ 八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画【概要版】</li> </ul>
会議の要旨	
	<p><b>1. 開 会</b></p> <p><b>2. 発 令</b> 市長より委員へ委嘱状の交付を行った。</p> <p><b>3. 市長挨拶</b> 市長より別紙のとおり挨拶を行った。</p> <p><b>4. 議 題</b></p> <p><b>(1) 会長・副会長の選任</b> 会長:杉原委員 副会長:赤澤委員に決定した。</p> <p><b>(2) 諮問</b> 八王子市社会福祉審議会条例 第2条に基づき、八王子市長から社会福祉審議会に対し、別紙のとおり諮問を行った。(市長公務につき退席したため、福祉部長が代読)</p> <p><b>(3) 本会議の運営について</b> 本会議の内容について、以下のとおり事務局より説明を行い、会長より了承を得た。</p> <p>----- ( 以下内容 ) -----</p> <p><b>社会福祉審議会について</b> 社会福祉審議会は、社会福祉法第7条に基づき社会福祉に関する事項を調査審議するための附属機関で、都道府県及び政令市・中核市に設置することができるもの。本市では平成27年度の中核市への移行に伴い設置しており、委員の皆様には、より地域の実情に応じた本市の福祉に関わる重要事項を審議していただく。 資料「八王子市社会福祉審議会条例」、「八王子市社会福祉審議会条例施行規則」参照。</p> <p><b>専門分科会について</b> 条例第6条に基づき、5つの専門分科会（地域福祉専門分科会、民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会）を設置しており、委員の皆様にはそれぞれに分かれて審議をしていただく。資料「八王子市社会福祉審議会 組織図」参照。</p> <p>地域福祉専門分科会・・・本市が独自に設置したもので、八王子市の福祉施策を推進するため、地域福祉計画の策定やその重点事業などを審議する。 民生委員審査専門分科会・・・民生委員の選任に関する事項について審議する。</p>

民生委員の選任に関しては、民生委員法に基づく「民生委員推薦会」という会議が社会福祉審議会とは別にあり、同分科会では民生委員推薦会における審査の妥当性等を審議する。

高齢者福祉専門分科会・・高齢者計画・介護保険事業計画の策定や重点事業・課題に関する事、また、高齢者あんしん相談センターの運営などに関する事について審議する。

障害者福祉専門分科会・・身体障害者の障害程度や指定自立支援医療機関の指定に関する事などを審査する。

児童福祉専門分科会・・児童福祉に関する計画や、児童福祉施設等の認可に関する事について、審議する。

#### 部会について

条例第7条第12項に基づき、専門分科会には部会を設置している。

障害者福祉専門分科会については、手帳や医療機関の審査など、更に専門性の高い事項を審議していただくため、3つの部会を本条例にて設置している。

同条例第2項に基づき各専門分科会の決議により部会を新たに設置することが可能となっている。

専門分科会によっては、特定の事項を集中的に審議するため、今後新たに部会を設置することもある。

#### 決議事項について

本条例第6条第7項により、「審議会の定めるところにより専門分科会及び部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされている。そのため、諮問に対する答申の決議は、各専門分科会及び部会にてお願いすることとする。

#### 今後の運営について

委員の皆さまは、後ほど会長より指名されるそれぞれの専門分科会において、年複数回の審議をしていただく。

加えて、八王子市社会福祉審議会、各専門分科会の会長及び副会長に、各分科会を代表して懇談いただく「代表者会」を開催し、各専門分科会間の連携を図ればと考えている。

なお各専門分科会及び部会だけでは審議が困難な場合には、社会福祉審議会全体による審議をいただくことも想定している。資料「八王子市社会福祉審議会組織図」参照。

----- (内容ここまで) -----

#### (4) 専門分科会への指名

事務局が作成した指名案をもとに、杉原会長が分科会への指名を行った。

#### 5. 閉会

議事録署名人 杉原 陽子